

食品安全委員会（第659回会合）議事概要

日時：平成29年7月25日（火） 14：00～15：17

場所：食品安全委員会大会議室

出席者：佐藤委員長ほか 6名出席

傍聴者：報道 2名、行政機関 4名、一般 4名

議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

- ・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質
（評価要請の取下げ） グルカン 1品目
- ・ 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質
ビール酵母抽出グルカン 1品目
- ・ 農薬4品目
[1] クロルピリホス [2] クロロタロニル
[3] ビシクロピロン [4] フェンピロキシメート

→ 厚生労働省から説明

農薬「クロルピリホス」、「フェンピロキシメート」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

農薬「ビシクロピロン」については、専門調査課による調査審議を経ることなく、今後、委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改定することとなった。

農薬「クロロタロニル」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質「グルカン」については、取り下げられたものと認め、調査審議は中止することとなった。

同物質「ビール酵母抽出グルカン」については、農薬専門調査会において審議することとなった。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・ 「PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼC」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→ 担当の山添委員及び事務局から説明

本件について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

- (3) 評価技術企画ワーキンググループにおける審議結果について
- ・「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用～」について

→担当の山添委員及び事務局から説明

「新たな時代に対応した評価技術の検討～化学物質の毒性評価のための(Q)SAR及びRead acrossの利用～」について、案のとおり承認された。

- (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について
- ・遺伝子組換え食品等「RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン」に係る食品健康影響評価について
 - ・遺伝子組換え食品等「GLU-No. 9株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

『「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・薬剤耐性菌「ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤（ザクトラン メリアル）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「評価対象動物用医薬品が豚に使用された結果として、ハザードが選択され、豚由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中等度であると考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (5) 平成29年度食品安全確保総合調査追加課題（案）について

→担当委員の山本委員及び事務局から説明。

平成29年度食品安全確保総合調査の追加課題について、案のとおり決定された。

- (6) 食品安全モニターからの随時報告について（平成28年10月～平成29年3月分）

→事務局から報告。